

# 神奈川県立横浜平沼高等学校学則

## 第1章 総則

第1条（名称）この学校は、神奈川県立横浜平沼高等学校と称する。

第2条（目的）この学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育を施すことを目的とする。

第3条（位置）この学校の位置は、神奈川県横浜市西区岡野一丁目5番8号とする。

第4条（課程及び学科）この学校の課程及び学科は、全日制の課程・普通科とする。

第5条（定員）生徒の定員は、別に定めるところによる。

第6条（修業年限）この学校の修業年限は、3年とする。

2 生徒がこの学校に在学することができる年数は、6年とする。ただし、校長が6年を超えて在学することについて特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

## 第2章 学年、学期、休業日等

第7条（学年）この学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条（学期）学年を分けて、次の2学期とする。

（1）前期 4月1日から9月30日まで

（2）後期 10月1日から3月31日まで

第9条（休業日）この学校の休業日は次の通りとする。

（1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（第3号に該当するものを除く。次号において同じ。）

（2）日曜日及び土曜日

（3）学年始、夏季、冬季、学年末等の休業日として校長があらかじめ教育長に届け出た日

（4）学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日（前3号に該当するものを除く。）

2 前項第3号及び第4号に規定する休業日の日数は、第7条に定める学年で通算して60日以内とする。

第10条（振替授業）校長は、学校行事としての体育祭、文化祭等恒例の行事を行う場合、その他教育の実施上特別の事情がある場合は、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることがある。

第11条（臨時休業）校長は、非常変災その他急迫の事情がある場合又は教育の実施上特に必要と認める場合は、臨時に授業を行わないことがある。

## 第3章 教育課程、教科書等

第12条（教育課程）教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により、校長が編成する。

2 各教科に属する科目及び総合的な探究の時間に係る単位数並びに特別活動のうちホームルーム活動に係る授業時数は、校長が別に定める。

第13条（教科書等）この学校において使用する教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条に規定する教科書をいう。）は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が採択したものとする。

2 前項に規定する教科書がない場合には、校長が選定する他の適切な教科用図書を使用することがある。

## **第4章 修了及び卒業の認定等**

第14条（修了の認定、卒業の認定及び卒業証書の授与）校長は、各学年の課程の修了を認定するにあたっては、生徒の出席状況その他の平素の成績を評価してこれを行い、すべての課程を修了したと認めた生徒には、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

第15条（卒業認定等の基準）前条に規定する卒業の認定等にかかる基準及び手続は、校長が別に定める。

第16条（原級留め置き）校長は、当該学年の所定の教育課程を修了することができなかつた生徒について、教育上必要があるときは、その者を原級に留め置くことがある。

## **第5章 入学、転学、留学、休学、退学等**

第17条（入学資格）この学校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（1）中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者

（2）外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

（3）文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

（4）部科学大臣の指定した者

（5）文部科学大臣が定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

（6）その他校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第18条（編入学資格）第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

第19条（入学の志願）この学校に入学を志願する者は、入学願書その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

2 入学を志願する者は、前項の書類を提出する際に、入学検定料を納付しなければならない。

第20条（入学者の選抜）入学者の選抜は、教育委員会の定めるところに従い、校長がこれを行う。

2 編入学者の選抜は、校長が別に行う。

第21条（入学の許可及び手続）入学の許可は、校長がこれを行う。

2 入学を許可された者は、指定された日までに、学校所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 入学を許可された者が前項の書類を提出するときは、入学料を納付しなければならない。

第22条（転学）校長は、他の高等学校からこの学校に転入学を志望する生徒があるときは、教育上支障がないと認める場合に限り、転入学を許可することがある。

2 転入学を志望する生徒は、転入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 転入学者の選抜は、校長がこれを行う。

第23条 他の高等学校に転学を志望する生徒は、転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第24条（留学）校長は、生徒が外国の高等学校への留学を志望するときは、教育上有益と認める場合に、留学を許可することがある。

2 留学を志望する生徒は、留学願を校長に提出しなければならない。

3 留学についてのその他の取扱いは、校長が別に定める。

第 25 条（休学及び退学）生徒が傷病その他やむを得ない理由のため休学又は退学しようとするときは、保護者等は、休学願又は退学願に医師の診断書等その理由を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、学年の終わりまでとし、継続の必要があるときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、通じて 2 年を超えることはできない。

3 校長は、生徒のうちに休養又は療養の必要があると認める者があるときは、休学を命ずることがある。

第 26 条（復学及び再入学）休学中の生徒が休学期間の満了前に復学しようとするときは、保護者等は、復学願に医師の診断書等その事実を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 中途退学した生徒が再入学しようとするときは、再入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 再入学者の選抜は、校長がこれを行う。

第 27 条（欠席）生徒が傷病その他やむを得ない理由のため欠席しようとするときは、保護者等は、欠席届を校長に提出しなければならない。

第 28 条（出席停止）校長は、生徒が感染症にかかり、又はそのおそれがあるとき、また、生徒が大学入試・就職試験、強化試合等のために登校できないその者に対し出席を停止させことがある。

第 29 条（忌引）校長は、生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは、これを許可することがある。

第 30 条（氏名又は住所の変更）生徒は、氏名又は住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

2 保護者等の変更又はその氏名若しくは住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

## 第 6 章 賞罰

第 31 条（表彰）校長は、他の生徒の模範となる生徒を表彰することがある。

第 32 条（懲戒）校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒は、その程度により、訓告、停学及び退学の処分とする。ただし、退学は次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行う。

- (1) 行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第 7 章 授業料等

第 33 条（授業料等）入学検定料、入学科料、授業料の取扱いについては、県立学校の授業料等の徴収に関する条例（昭和 33 年神奈川県条例第 3 号）の定めるところによる。

2 校長は、正当な理由がなく授業料が納付期限までに納付されないときは、当該生徒に対して出席の停止又は退学の処分を行うことがある。

## 第 8 章 職員組織

第34条（職員組織）この学校の職員組織は、校長が別に定めるところによる。

## 第9章 雜則

第35条（補則）この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

### 附 則

1 この学則は、昭和25年4月1日から施行する。

2 令和2年度における第9条第2項の規定の適用については、同項中「60日以内」とあるのは「40日以内」とする。

附 則 この学則は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則 この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、昭和48年4月1日以後に高等学校の第1学年に入学する生徒に係る教育課程から適用し、同日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則 この学則は、昭和48年4月21日から施行する。

附 則 この学則は、昭和56年1月1日から施行する。

### 附 則

1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、昭和57年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学する生徒に係る教育課程から適用し、同日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則 この学則は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則 この学則は、昭和60年3月4日から施行する。

附 則 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、昭和63年11月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成2年3月22日から施行する。

附 則 この学則は、平成4年3月31日から施行する。

附 則 この学則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）に通信制の課程に在籍する生徒にあっては、施行日以前の受講の申込みの状況にかかわらず、施行日から引き続き2年度間にわたり受講の申込みを行わない場合に、第37条の規定を適用するものとする。

附 則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日においてこの学校に在学する生徒の在学年限については、次の各号に掲げる生徒の区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、改正後の第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
  - (1) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に入学した生徒 平成 26 年  
3 月 31 日
  - (2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に入学した生徒 平成 27 年  
3 月 31 日
  - (3) 第 1 号及び第 2 号に掲げる期間以外の期間に入学した生徒 平成 25 年 3 月 31 日

附 則 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 30 年 4 月 12 日から施行する。

## 附 則

1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 12 条第 2 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以降に高等学校に入学する生徒（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 91 条の規定により入学する生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用し、同日前に高等学校に入学した生徒（同日以降に同条の規定により入学する生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履習するものを含む）に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則 この学則は、令和 2 年 7 月 22 日から施行する。

附 則 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。